

第 1 9 回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日（金）午後 4 時 0 0 分より

於：島原市有明庁舎 3 階大会議室

第 19 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 27 年 12 月 25 日 (金) 16 時 00 分

2. 閉会時間 平成 27 年 12 月 25 日 (金) 17 時 02 分

3. 開催場所 有明庁舎 3 階大会議室

4. 出席委員者の数 25 名

5. 欠席委員者の数 6 名

6. 議案

- | | |
|---------|--|
| 第 1 号議案 | 農地法第 3 条第 1 項 (所有権設定) の規定による許可申請について |
| 第 2 号議案 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 第 3 号議案 | 非農地証明願について |
| 第 4 号議案 | 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画 (案) について |
| 第 5 号議案 | 中間管理機構を介した農用地利用配分計画 (案) について |
| 第 6 号議案 | 土地改良事業に参加する資格について |
| 第 7 号議案 | 島原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について |

7. 報告事項

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 報告第 1 号 | 合意解約通知書について |
| 報告第 2 号 | 使用貸借解約通知書について |
| 報告第 3 号 | 農業用施設届について |
| 報告第 4 号 | 平成 27 年荒廃農地の発生・解消に関する調査について |

午後 4 時 00 分開始

議長

只今より、第19回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・番・・・・・・委員、・・番・・・・・・委員、・・番・・・・・・委員、・・番・・・・・・委員、・・番・・・・・・委員は所要の為、欠席との連絡があっております。

農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第14条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・・番・・・・・・委員、・・番・・・・・・委員を指名します。

議長

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番から4番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番から4番について、説明します。

1番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。畑1筆2,479平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は7,216平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕うん機1台、トラック1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、2番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。畑2筆2,088平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は15,640平方メートルで、農機具は、トラクター1台、コンバイン1台、耕うん機1台、トラック1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、3番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。畑1筆1,365平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は17,005平方メートルで、農機具は、トラクター1台、コンバイン1台、耕うん機1台、トラック1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、4番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。畑2筆937平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、11,254平方メートルで、農機具はトラクター1台、トラック1台、

耕うん機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

なお、4番の譲受人は、市外のため、事務局より現地調査の結果と補足説明を行います。

4番の譲受人は、農家で34年の農作業暦があります。

子と子の妻の3人で農業を営んでおり、水稻、大根、キャベツを作付し、通作距離は車で10分ということで、問題なしと判断しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。1番について、・・・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で1年の農作業暦があり、水稻、レタスを作付し、通作距離は車で10分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に2番について、・・・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、農家で14年の農作業暦があります。

妻と母の3人で農業を営んでおり、ハクサイ、ニンジンを作付し、通作距離は車で5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に3番についても、・・・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の譲受人は、農家で14年の農作業暦があります。

妻と母の3人で農業を営んでおり、ハクサイ、ニンジンを作付し、通作距離は車で5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より説明がありましたが、第1号議案の1番から4番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番から4番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について、説明します。

1番の使用貸人は・・・・の・・・・さん、使用借人は・・・・の・・・・さんです。

申請地、畑1筆417平方メートルを借り受け、木造二階建て住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番・・・・委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・・の一角にあり、北側は農地、東側は道路、南側及び西側は使用貸人の農地、となっております。

雨水は溜枥を經由して道路側溝へ、污水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ流すと

ということで、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 非農地証明願いの1番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

1番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は昭和44年1月日不詳頃より、隣接住宅の駐車場及び資材置き場として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地、東側及び南側は道路、西側は水路を挟んで農地となっております。

現地を見ますと、20年以上前から車の駐車場及び資材置き場として利用していたということで、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、除斥の必要がありますので、
番・・・・・・ 委員、・番・・・・・・ 委員、・番・・・・・・ 委員、・・番・・・・・・ 委
員、・・番・・・・・・ 委員、・・番・・・・・・ 委員、・・番・・・・・・ 委員の退場を求
めます。

(・・・・・・ 委員、・・・・・・ 委員、・・・・・・ 委員、・・・・・・ 委員、・・・・・・ 委
員、・・・・・・ 委員、・・・・・・ 委員 退場)

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集3ページから51ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 178件 551筆 501, 118.30㎡

耕作権の再設定 43件 79筆 70, 414.00㎡

合 計 221件 630筆 571, 532.30㎡

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集52ページに記載のとおりで、
1件 1筆 977.00㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定します。

・番・・・・・・ 委員、・番・・・・・・ 委員、・番・・・・・・ 委員、・・番・・・・・・ 委員、・・番・・・・・・ 委員、・・番・・・・・・ 委員、・・番・・・・・・ 委員の入場を求めます。

（・・・・・・ 委員、・・・・・・ 委員、・・・・・・ 委員、・・・・・・ 委員、・・・・・・ 委員、・・・・・・ 委員、・・・・・・ 委員 入場）

議長

第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定しましたので報告します。

次に、第7号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、除斥の必要がありますので、・番・・・・・・ 委員、・・番・・・・・・ 委員、・・番・・・・・・ 委員の退場を求めます。

（・・・・・・ 委員、・・・・・・ 委員、・・・・・・ 委員 退場）

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。

この議案は、今日の総会で先程承認をいただきました・・・土地改良区分の506筆・458,626.24

m²分について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の提出がありました。

ついては、「農地中間管理事業の実施に関する規定」の 10—(2)に基づき、農業委員会の意見を聴取するようになっております。

先月も説明いたしましたとおり、機構が中間保有することの審査決定を受けた後に、機構が貸し付ける担い手として適当かどうかの意見を聴取してもらえば、総会日に農用地利用集積計画（案）の審査決定と配分計画（案）の意見聴取を同日日の会で良いとなっております。

議案集の 53 ページと、別添①添付書類をご覧ください。

今回は、受け手 107 名の方の詳細について、事前に添付書類として議案といっしょに送付しております。

添付書類に記載のとおり、受け手の耕作面積・農機具の詳細・農業従事者・作物の種類・通作距離を確認した結果、全員許可要件を満たしておりました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第 5 号議案は問題なしということで市に回答することに決定します。

・番・・・・・・ 委員、・・番・・・・・・ 委員、・・番・・・・・・ 委員の入場を求めます。

（・・・・・・ 委員、・・・・・・ 委員、・・・・・・ 委員 入場）

議長

・・ 委員、・・ 委員、・・ 委員に関する案件も含め、同意することに決定しましたので報告します。

次に、第 6 号議案 土地改良事業に参加する資格について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第 24 条の規定により、除斥の必要がありますので、・

番 委員、 . . 番 委員、 . . 番 委員、 . 番
委員、 . . 番 委員の退場を求めます。

(. 委員、 委員、 委員、 委員、 委員、 委員
退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第 6 号議案、土地改良事業に参加する資格について 説明します。

. . . 第 4 地区県営農地整備事業に伴い、土地改良法第 3 条第 1 項の規定に基づく、農業委員会の
証明についての申請です。

土地改良事業に参加できる資格者は、土地改良法第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定されており、
その土地の所有者又は所有権以外の権原（賃借権、使用貸借権等）で耕作を行っている者となっています。

資料は 別添 2 第 6 号議案 をご覧ください。

申請があつておりますのが、275 名、1,130 筆、面積約 100ha です。

今回、農業委員会が証明をおこなった 3 条資格者に、事業への参加同意をとられ、整備事業がおこ
なわれます。

また、現時点の予定で、区画整理が 295 名の約 87ha、畑かんが 319 名の
約 112ha となっています。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第 6 号議案は、証明書を発行することよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第 6 号議案 土地改良事業に参加する資格については、証明書を発行

することに決定します。

・番・・・・・・委員、・・番・・・・・・委員、・・番・・・・・・委員、・・番・・・・・・委員、・・番・・・・・・委員の入場を求めます。

(・・・・・・委員、・・・・・・委員、・・・・・・委員、・・・・・・委員、・・・・・・委員 入場)

議長

第6号議案 土地改良事業に参加する資格については、証明書を発行することに決定しましたので報告します。

次に、第7号議案ですが、第7号議案に入る前に、12月17日開催した検討会での意見及び提案を事務局より報告させます。

事務局

12月17日に開催された検討会での意見及び提案について報告します。

初めに、検討方法として、農業委員と推進委員の定数の検討については、平成27年12月総会に検討会の案を報告して、総会で決定するためには、今から全員で検討しないと間に合わないので、今日、案を決定し、地区割、推薦依頼先については検討委員会を設けて後で検討する方法がいいとの意見があり、全員賛成により定数について協議することになりました。

次に、検討会で協議した内容について、その概要を報告します。

主な質問と回答として、農業委員と推進委員の違いについての質問には、農業委員は農地法等の許可、意見など総会に出席しての議決等があり、推進委員は担当地区の農地利用の最適化の推進のための現場活動が主たる業務となる。しかし、農業委員と推進委員が協力して、農地等の利用の効率化に向けた推進を行っていかねばいけないと考えている。また、推進委員も担当地区の案件については、総会に出席して意見を述べることもできるとなっている、との回答。農業委員の定数は選挙委員と選任委員を含めた数なのかの質問には、選挙委員と選任委員を含めた31名が上限19名に変更された、との回答。推進委員の担当する区域とは何かとの質問には、農業委員会法施行令に100ヘクタールに1名を上限として置くことができる。また、その区域割は農業委員会が決めることとなっている、との回答。農業委員は月1度の総会があるが、推進委員の会議は不定期なのかの質問には、推進委員はそれぞれの地区を担当するため、全体での会議は想定されていないが、研修等の勉強会は合同で実施されると思う、との回答。農業委員、推進委員の定数変更はいつでもできるのかの質問には、農業委員、推進委員の定数の変更は任期満了の場合しかできないと規定されている、との回答。同じ地区から農業委員と推進委員が出るのか、また、報酬はどうなるのかの質問には、どちらも地区推薦を依頼することになるので、同じ地区に農業委員と推進委員が出る場合はある。報酬については、今後の検討委員会で、そのことも踏まえて検討してもらうこととなるとの回答がありました。

また、定数に対する意見として、まず初めは19名で行きたい。農業委員が少なくなり、担当範囲

が広くなるので、上限の１９名にしたい。推進委員についても、地元地区に委員が必要なので、上限の１９名にしたい。などの意見があり、農業委員の定数を１９名、推進委員の定数を１９名にすることを全会一致で決定しました。以上が１２月１７日の検討会の概要です。

議長

それでは、第７号議案 島原市農業委員会の委員及び農地利用最適は推進委員の定数を定める条例の制定について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第７号議案 島原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について説明します。

お手元の、条例案について説明します。７９ページをご覧ください。

第１条は、この条例の趣旨を規定しようとするものであります。

第２条で農業委員会委員の定数を１９名、第３条で農地利用最適化推進委員の定数を１９名と規定するものです。

次に、附則であります、第１項は施行期日でありまして、この条例を平成２８年４月１日から施行しようとするものであります。第２項は経過措置として、現農業委員は平成２９年７月１９日の任期まで在任する規定。第３項は現行の選挙による委員定数条例を廃止しようとするものであります。

提案理由としまして、平成２７年９月４日に公布された、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員の定数を改めるとともに、新たに農地利用最適化推進委員の定数を定める必要があるため、この条例を制定しようとするものです。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

・・・番（・・・・・・ 委員）

この前の検討会で最高の１９名で行こうとなったのですが、条例は市長が提案するのですね、条例案だから。

この農業委員会の意思是、１９人で行きたいということは市長に言っているのですか。提案権は市長にしかないから。

今、市長部局とはコンタクトを取って了解は受けているのか。

事務局

・・・委員さんのご質問ですが、おっしゃったように、この条例が承認された後に市長の方に条例の制定の依頼をする予定にしております。

市長部局の方と話をしたかということですが、ただ、定数の件について、話は市長、副市長と12月議会の質問の打ち合わせのとき定数条例の改正を3月にしたいと説明しています。

市長の話では定数については、よく農業委員さんと相談して決めるよう指示は受けております。

ただ、19名にしたいということは検討会が17日だったので、今日決定した後、市長には報告に行きたいと考えています。農業委員さんがこの定数をだすということで説明に行きたいと考えています。

議長

他にありませんか。

・・・番（・・・・・・ 委員）

この改正について、農業委員の定数これは、この設定そのものについて・・・地区ですかね、農業委員の報酬がわからないということで農業委員の定数を8割に決めるということを前回話を聞いたわけですが、そうした場合農業委員の報酬は、だいたい市の財政から出るものなのか、全国の方から出るものなのか。私たちがいままで視察研修に行かせてもらって聞くと、報酬関係も各市町村みんな違うわけですね。この基準というものをどこでどう決めるかということを解らないでおるわけでございます。

それと、一昨年ですか農業委員だけでなく他の機関もですけれども視察研修が縮小され、農業委員会も視察研修を2泊していたものを1泊とされた。それでなんとか自分たちが勉強するために九州内に留まらないで本州の方にもいって研修ができないものだろうかと、議会選出でこられている委員さんに同席してもらって市長の方とも検討してもらったわけですね。

そうした場合、視察研修の2泊は予算の関係で1泊しかできない。そのかわり委員報酬をいくらかアップしようという話し合いで解決したように私は思っております。

そういうことが、どういう過程でなされるものなのか、今回も農業委員の報酬がどういうふうに出されるのか、そういうところも事務局の方から委員さんに把握してもらいたいと思いますので、わかっている範囲で説明してもらいたいと思います。

事務局

・・・委員さんからのご質問ですが、農業委員さんの報酬については、補助の基準というものがありまして、農業委員会等に関する法律に交付金ということで交付がっております。

ただ、それについては農業委員さんすべての金額に足りるかというのと、この間の県の話では、農業委員会で使う金額、農業委員さんの報酬、私たちの給与、あと他の分も含めて約1割程度が交付金として交付されていると聞いています。

残りの9割については、交付税に算入されていると聞いている。交付税の算定については私もあまり詳しくないですが、うちで使った分すべて、交付金の残りが交付税参入されるというふうにはならないと思っています。

ただ、交付税の算定基礎には入れるということは確認しています。

農業委員会の交付金として出ている以外の分はいくら出ているかは、把握していないところです。

交付税には参入されるのですが、1割の交付金以外の分については市の一般財源から報酬なり旅費についてもそうですが、それは市の一般財源から出る、もちろん私たちの給料もそうですが、そういう仕組みになっていると思っています。

議長

他にありませんか。

・・・番（・・・・・・ 委員）

報酬関係の方は事務局の説明で納得できる気はしないですけども、一つ私のほうからお願いというか、視察研修は今から先どうなるかわからないですが、みんなで決めることですが、前は2泊で視察研修していたんですけども、1、2年前から1泊2日と決められてしまって、それでは九州管内しか出来ないじゃないかとの声も大きかった。そうした場合1泊分しかでなくても皆さんの希望があれば自費を出しても2泊の視察研修ができるかお尋ねしたい。

事務局

・・・が言われた1泊分の研修予算ですので、それに個人分を加えて、2泊3日なりをしたいとの質問ですが、前回、1泊2日に変わったときに市長部局と話をしたときに、あくまでも1泊2日の出張命令なので、それを伸ばすとか、行程を変えることはできないと聞いております。

議長

他にありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第7号議案は、原案通り可決することよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第7号議案 島原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例については、原案通り可決することに決定し、市長に議案提出を依頼します。

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号の合意解約通知書について報告します。

議案集80ページから86ページに記載のとおりで、34件 63筆 61,615.00㎡の届けがありました。

次に、報告第2号の使用貸借解約通知書について説明します。

議案集87ページから97ページに記載のとおりで、30件 101筆 99,949.00㎡の届けがありました。

次に、報告第3号の農業用施設届について説明します。

議案集98ページに記載のとおりで、1件 1筆 199.00㎡の届けがありました。

次に、報告第4号 平成27年 荒廃農地の発生・解消に関する調査については、議案集99ページから100ページに記載しております。

議案集99ページをご覧ください。

今年10月に市内全域の農地パトロールの結果を集計したものであります。荒廃農地 A分類が昨年より約1.3ha増えて約20.5haとなりました。

内訳といたしまして、田が193筆の107,642㎡、畑が129筆の97,673㎡となり、合計322筆・205,315㎡で所有者が185名となっております。

解消面積は約3.5ha 内訳といたしまして 田が31筆 21,110㎡、畑が17筆 13,923㎡です。

新規荒廃農地面積は、約4.8ha 内訳として 田が52筆 27,047㎡、畑が30筆 20,565㎡です。

そして、99ページの下段に各地区別の荒廃農地の面積一覧、100ページには各地区別の解消面積及び新規発生面積を記載しております。

なお、今後の解消計画ですが、所有者等に利用意向調査として先週の18日に文書発送し、提出期限を来月の25日までと記載しております。

つきましては、未回答者について事務局で整理をしまして、2月から3月にかけて、各委員さんといっしょに訪問をしたいと考えておりますので、その時はよろしくお願いします。

また、荒廃農地について今まで再生可能分（A分類）について、利用状況調査・利用意向調査を説明いたしましたが、再生困難な農地としてB分類の農地があります。例えば山林化している農地であります。

これについて、本市では平成19年度と平成20年度に調査を行っています。当時の集計結果としまして約42.6haあり、要活用農地以外の農地以外（再生困難な農地）として把握しております。

その後、農地法の一部改正及び「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要綱」の制定など、現在国では再生困難な農地（B分類）については、「非農地化」を進めて、守るべき農地を明確にしようとして推進しています。

非農地化は一見 農地を守る農業委員会の使命と相反するように思われますが、農業委員会が農

地性がないと判断した土地がいたずらに放置されてしまつては、かえつて調査や指導対象地が増え、結果、守るべき農地の有効利用に専念できない弊害を生むと考えられます。

よつて、本市でもこの荒廃農地B分類について、今後非農地化へ進めなければなりません、調査手順については、まず皆さんに現地を確認していただき、農地に該当するか否かの判断をしてもらう必要があります。その後、産業部と協議をしながら、最終的に総会での議決となります。そして議決いただきますと、所有者等への「非農地通知書」の送付（登記簿地目の地目登記の要請）します。また、市や県・法務局等への関係機関へ「非農地通知一覧表」の送付となります。

この業務を平成28年度に行いたいと考えます。つきましては、例年農地利用状況調査（農地パトロール）を10月に行っていましたが、筆数及び面積がかなりありますので、28年度は8月に前倒して実施したいと考えます。調査時間等が長くなることが想定されますので、よろしくお願いします。

委員の皆様にはご無理を申し上げますが、今後ともご協力方お願いします。

以上で、平成27年荒廃農地の発生・解消に関する調査結果報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

・・・番（・・・ 委員）

今まで、非農地証明を出していたが、申請はもうしなくていいということか、まとめてするということなので。農地とみなさなされないところはいつべんに。

今までは、農業委員会が行つて、これは農地ではないよねと確認をしていたですね、出された後で。今後はまとめてするということなのか非農地証明は。

事務局

馬渡委員さんからの質問ですけども、個人で20年以上山林になっているとか、宅地が建っているとか個人の非農地証明の依頼があつて、毎月の総会で報告するわけですけども、今説明しました非農地通知ですけども、現状が何十年も山林になっているとか原野とかで、これでは農地には難しいというものを所有者に・・・

事務局

今までは、・・・が言いましたように個人が20年以上、山になっているとか、宅地があると申請をして農業委員さんに現地調査をしていただいて、非農地証明を出していたのですが、これは前からできるとなっていたのですが、あくまでも非農地証明は残ります。

いわゆる、4条、5条分、転用申請をしなければいけない分は20年以上たった分については非農地証明になります。

非農地通知というのはあくまでも、原野化とか農地に復帰できない、あるいは山林になっていると

いうことで農地になる見込みがないものを地主さんに原野なり山林に地目変更してくださいと通知を出すということです。

ですから、農地として使わないで原野化とか山林化になった分については、荒廃農地調査のときに、ここはもう農地としては該当しない場合は、非農地通知を出して農地から外そうということで、非農地証明と分けてするという流れになるということです。

・・・番（・・・・・・ 委員）

原野化したものは、こちらから通知をするよということ。

通知をされた方は申請はしなくていいということですね。

事務局

法務局の方にも通知を出しますので、法務局もそれで確認できますので、非農地通知をもって申請すれば、非農地証明は必要ないということになります。

・・・番（・・・・・・ 委員）

農業委員会で農地を見て、これは荒廃農地となっても、本人が農地であるという意向があれば、裏を考えれば農地を取得する場合、下限面積が必要です。そうした場合、どんなに山林化していても地目が農地であればトータルして下限面積で農地が買えるという意味合いもでてくると思うのです。その点はどうなるのか。

事務局

・・・の質問ですが、その土地を農地でないと判断した場合は下限面積に影響があると。その場合は、あくまでも農業委員会が農地と判断していただければいいので、農地にするのでしたら、農地の状態にしてくださいという指導をするしかないと考えています。

議長

他にありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がありませんので、第19回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第19回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後5時2分